相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくばみらい市筒戸一八四〇番地
一、最後の住所茨城県つくば市若葉五番地三
被相続人　亡　菊地　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
茨城県土浦市文京町七―八祐川直己法律事務所
相続財産管理人　弁護士　祐川　直己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区戸塚町三九三四番地、最後の住所福井県鯖江市和田町第九号一番地一
被相続人　亡　秦野　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
福井県福井市春山一丁目一番一四号福井新聞さくら通りビル一階
相続財産管理人　弁護士　茂呂　信吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市千島町三四五番地三七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　**虎**井　美奈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
事務所岐阜県高山市総和町三丁目二八番地二
相続財産管理人　司法書士　山本　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県裾野市葛山八六六六番地三、最後の住所静岡県伊豆市小下田二四九二番地
被相続人　亡　尾形　玉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
静岡県沼津市御幸町二四番一九号　サンライズみゆき二〇一　古川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田神保町一丁目二四番地、最後の住所奈良市法蓮町二五二番地
被相続人　亡　坂田　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル六階
相続財産管理人　弁護士　北條　正崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市今立二〇六一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山下　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
事務所岡山県岡山市北区番町一丁目五番五号おかやま番町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小寺　立名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市綾歌町岡田西五三六番地二、最後の住所香川県丸亀市綾歌町岡田西五三六番地二
被相続人　亡　近藤　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
香川県高松市磨屋町五番地一一　磨屋町ビル二階
相続財産管理人　弁護士　三原　一敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島土生町一八九九番地二一、最後の住所愛媛県越智郡上島町生名一七九九番地
被相続人　亡　三好　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
事務所愛媛県今治市常盤町四丁目五番地四
今治中央ビル二階
相続財産管理人　森岡　宗平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市石応一二一二番地、最後の住所愛媛県宇和島市保田甲九八一番地一介護付有料老人ホーム笑歩会
被相続人　亡　島田イヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
愛媛県宇和島市寿町二丁目五番一号ＫＯＴＯＢＵＫＩビル五〇五号
相続財産管理人　髙田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市上谷口町一〇三六番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　柳田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十七日
事務所鹿児島県鹿児島市上之園町一八番地三一　日笠山司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　日笠山繁樹

無縁墳墓等改葬公告

平成二十六年四月より墳墓へ貼紙にて縁故者を探しておりましたが、墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年四月二十七日
一　墳墓等所在地　兵庫県尼崎市寺町三番地
一　墳墓等の名称　善通寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　畠甚、相馬、加嶋、大塚萬太郎、内山、木原、今木、浮亀、魚安、木村勘太郎、七尾勘右衛門、坂本、竹田、木村、植杉、中原、河野、髙岡武三、楯川忠雄、寒川、須佐美、戎留次郎・ノル、伊勢ノ海博松、武逸・つね、蓬莱定次、本籍及び氏名全て不詳　十四基
一　改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市寺町三番地　宗教法人善通寺　代表役員　海老原善光

第31期決算公告

平成27年3月27日
北海道札幌市中央区北五条西六丁目2番地2
日本アイビーエム・ソリューション・サービス株式会社
代表取締役　福井　素子

貸借対照表の要旨　（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,542,878	流動負債	1,395,667
固定資産	77,713	固定負債	147,856
有形固定資産	13,010	**負債合計**	**1,543,524**
投資その他の資産	64,703	株主資本	5,077,068
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,977,068
		利益剰余金	51,000
		その他利益剰余金	4,926,068
		（うち当期純利益）	（468,205）
		純資産合計	**5,077,068**
資産合計	**6,620,592**	**負債・純資産合計**	**6,620,592**